

江戸時代、太鼓台の飾り物の使用については西条藩の許可が必要でした。今回紹介する史料は、安政3年（1856）に発生した、新調の飾り物使用をめぐる騒動の記録です。

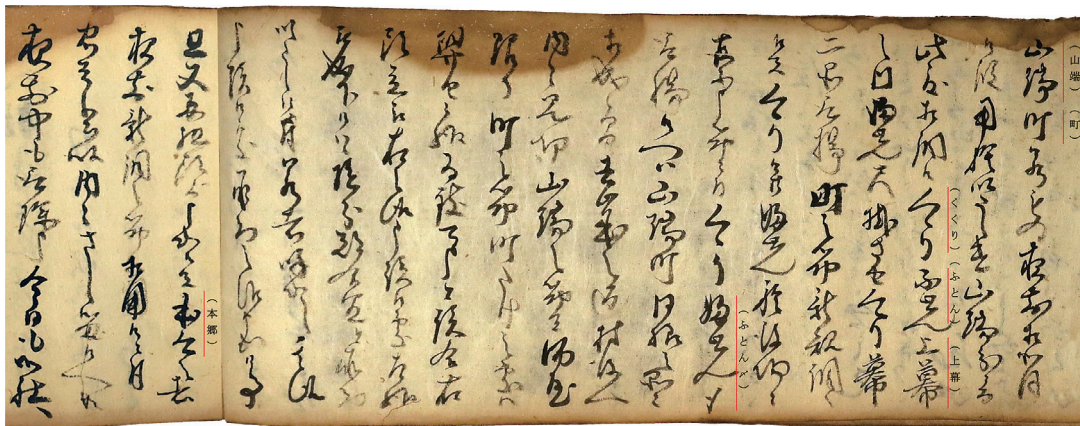
藩から、新調の飾り物使用禁止の通達があったにもかかわらず、垣生村の若者たちは無許可で太鼓台3台に新規の飾り物を付けて運行しました。このため、村役人（庄屋や組頭）は、くりや蒲団締などを没収しましたが、これに不満を持った若者たち約100人が抗議のため「出村」に及びました。

その後、川東の村々を束ねる沢津組大庄屋が仲裁し、この騒動は落着きましたが、一連の騒動の責任を負い、当時垣生村庄屋を兼任していた郷村庄屋と垣生村の組頭は自宅禁錮を命じられ、若者たちは外出禁止の処分となり、同様の騒動が危惧されたためか、隣村の宇高村も太鼓台の飾り物を没収されました。

2年後に、没収品は返却されましたが、太鼓台の運行は村内に限られて宮参りも禁止になるなど、後々まで影響を及ぼしました。

市史編さん室では、本市に関係する古い資料を調べています。皆さんのご自宅にも古い写真や文書などが眠っていませんか？情報をお待ちしています。

▼市史編さん室 ☎ 65 - 1567



「垣生村庄屋兼勤被仰付候二付諸事日記（抜粋）」（福田家文書）市所蔵